

令和3年度事業計画

令和3年度岡山県社会保険労務士会事業計画（指針）

令和2年版厚生労働白書の「令和時代の社会保障と働き方を考える」をみると、「今回の感染拡大は、全国的に休業が実施されるなど史上例を見ない経済活動の停滞を招き、雇用等にも大きなインパクトを与えた。」、また、「人生100年というスパンで考えると、生涯現役（エイジフリー）で活躍できる社会であることが求められる。どのライフステージにおいても希望に応じて、働き、学び、社会参加できること、どのような働き方を選んでも不利益とならない環境を実現していくことが必要である。それが結果として、担い手の増加、世帯所得の上昇などへとつながり、一人ひとりの生活や社会にとって意義あることとなる。なお、「人生100年時代」の生き方の多様性が確保されるためには、「健康寿命の延伸」と「生涯現役の就労と社会参加の実現」の取組みとあわせて、要介護、障害、難病など一人ひとりが抱える様々な事情に応じて、必要な支援を受けながら就労や社会参加の機会を得て、尊厳が確保された生活を送ることができることが重要である」と説いています。企業における労務管理はますます個別かつ具体的な対応が求められることとなり、専門家としての社会保険労務士が担う役割への期待は、一層高まってくるものと考えられます。

また、「今後の対応の方向性」のなかでは、「令和時代の社会保障や働き方のあり方は、こうしたデジタル・トランスフォーメーションを前提として考えていく必要がある。」と説いています。デジタル化の大きな波も押し寄せてきています。そうした新たな局面に、社会保険労務士は、より高度な専門性と倫理をもって新しい時代に向って常に進化していかなければなりません。

岡山県社会保険労務士会は、全国社会保険労務士会連合会、中国四国地域協議会及び社会保険労務士政治連盟と連携を図り、時代の変化と社会のニーズに的確に応えられるよう積極的な事業展開と、法律専門職としての社会保険労務士の社会的地位の向上とさらなる職域拡充に努めることとします。

以上を踏まえ、岡山県社会保険労務士会は、以下の事業を実施します。

【連合会の方針に基づく事業】

1. 事業環境の急激な変化と新たな局面に対応した社会保険労務士業務の推進に関する事業
 - ①デジタル化推進対応
 - ②働き方改革推進支援に関する事業協力
 - ③業務拡大に関する事業
 - ④業務侵害行為の監視と防止

2. 事業環境の変化に適合できる専門能力向上に関する事業
 - ①社会保険労務士の職業倫理・品位保持の徹底
 - ②研修に関する事業
 - ③県会・地域協議会主催研修への参加推進

3. 社会保険労務士の社会的使命の実現と社会貢献に関する事業
 - ①「街角の年金相談センター岡山」の運営
 - ②「ADRセンター岡山」の運営
 - ③学校出前授業の実施
 - ④「働き方改革」への支援
 - ⑤労働条件審査の実施とさらなる普及促進
 - ⑥「(一社)社会保険労務士成年後見センター岡山」への支援
 - ⑦治療と職業生活の両立支援
 - ⑧災害対応に関する事業

4. 行政機関等との連携に関する事業
 - ①労働局・年金機構との定期的打合せ

5. 広報に関する事業
 - ①対外的な広報事業
 - ②会員に向けた広報事業
「社労士岡山」およびHPによる会員への情報発信
 - ③関係団体・報道機関との連携による広報事業

【岡山県社会保険労務士会としての事業】

1. 全員参加による組織活性化
2. 会員の親睦と団結の強化
3. 電子化推進
 - ①デジタル化推進
 - ②各種情報のセキュリティ強化
4. 会議・事業・事務局業務の効率化
5. 組織・職務の役割分担の明確化
6. より効果的な広報の検討と実施
7. 各事業および各委託事業における後進の育成
8. 各種規程の合理性検証と整合性チェック
9. 会員と事務局との関係強化と効率化の実施
10. 制度発展のため岡山県社会保険労務士政治連盟との連携強化
11. 行政機関および他士業との情報交流および連携強化
12. 中国四国地域協議会との連携強化

II. 各部の重点事業と対策

執行機関	重点事業	具体的対策
総務部	1. 県会事業運営	理事会・総会運営 理事会・総会・役員選出のスムーズな運営と理事会・総会の在り方の改善を行う。また、総会については、前年度同様、来賓招待を行わないなど規模や時間を抑えた形で行う。
		中国四国地域協議会協力 岡山県会が開催県となる年度末の地域研修会の開催方法を模索し、行う。今年度の愛媛県でのフォーラムが実現できれば、来年度の岡山開催をPRできるものとした。
	2. 規程の見直し	規程見直しの事案が生じたごとに対応していく。
	3. 財務	予算管理の明確化 前年度に引き続き、予算の執行状況を各部門で把握してもらうようにする。
		財務状況の健全性 長期的なスタンスを踏まえ、財務の見極めを行って、財務の健全性の検討をする。
4. 会報	より見やすく、関心の高い記事を掲載できるよう協議し、新しい企画も模索する。	
5. 会員交流	会員間の交流と親睦を深めるための次の事業は、前年度と同様に開催しないこととした。 ・中国四国地域協議会のソフトボール大会 ・会員親睦交流会等	
研修部	1. 一般会員研修の充実	働き方改革、同一労働同一賃金、感染症対策など大きな社会の変化に対応できるよう、テーマを選定して研修を行う。また、ますます重要となる情報収集能力の向上と、得た情報を業務に活かす方策についても研修を行う。専門実務研修、法改正研修、安全管理研修はこれまで同様に行う。特に成年後見業務については、「社労士成年後見センター岡山」と連携を図り、成年後見人の育成に資する研修を行う。また、引き続き社労士倫理に関する啓蒙も行う。
	2. 新規入会会員研修	労働社会保険の実務、仕事の進め方に関する研修を引き続き行なっていく。県会組織等の研修では、新規入会会員が県会の事業運営に魅力を持ってもらえるよう工夫する。
	3. 自主研究会の活性化	研究会活動の紹介記事や発表会の場を設け、各研究会の活性化につながるよう引き続き支援を行う。
	4. 必須研修	倫理研修を実施する。

執行機関	重点事業	具体的対策
事業部	1. 行政協力業務の推進	<p>今年度も年金事務所における年金相談窓口の委託契約に基づき、年金事務所と意志疎通を図りながら業務を実施していく。</p> <p>年金事務所の相談窓口担当者に対して、年間3回以上の継続研修を実施する。今後も社労士会連合会の研修資料等も利用して、相談員としてより実践的な研修を行い、担当者の更なる能力の向上を図っていく。更に年金事務センター・各年金事務所の組織変更に対応できるよう窓口担当に入って貰う新人社労士の要員の養成を適宜実施する。</p> <p>また出張相談についても、今年度も各年金事務所との連携をとりながら実施していく。</p>
	2. 年金・労働相談所業務の運営	<p>今年度の相談員体制は、年金相談員13名、労働相談員15名である。</p> <p>年金相談は、月2回の開催ながら街角の年金相談センターとも連携を行い相談会を実施していく。また相談員の研修については、実践研修を中心に、事例研究、マナースタンダード、法律改正などの必須研修を実施する。</p> <p>労働相談は、県会にて毎水・金曜日に開催し、岡山・倉敷両市役所にて月1回（第4水・木曜日）に開催し、月1回（第3日曜日）に、ゆうあいセンター岡山で開催する。ADRセンター岡山との更なる連携体制をとりながら、実践的な研修を行う。また年1回実施している必須研修についても担当者の希望に沿ったものになるようアンケート等で把握していく。</p> <p>無料相談会を市政だよりや新聞紙面等の広報活動を通して、一般市民への利用を呼びかけていく。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大が事業所及び従業員に与える影響は甚大なものとなり、昨年度に引き続き労働相談員が主となって相談業務を担っていく。</p>
	3. 学校出前授業の実施	<p>今年度も、県教育委員会や依頼校とも連携しながら出前授業を実施していく。これまで中心だった中学校からさらに高校、専門学校への出前授業を実施すべく、広報活動を展開していく。</p> <p>講師の適性を活かしながら、魅力ある授業が行えるように、講師間の情報交換やレジュメ、授業内容の検討を行いながら、更なるレベルアップを図っていく。</p> <p>他の士業も積極的に出前授業を行っており、これから社会に出て行く若人達及び支援する教師にも労働社会保険関係の重要性を認識してもらうために出前授業の講師を増やし、参加して戴く学校も増やすよう努力する。</p> <p>倉敷市からの要請により、倉敷市と早島町の中学校から出前講座の要請があれば、倉敷市事業として経費負担されることとなった。</p>
	4. 仕事と治療の両立支援	<p>平成30年10月に岡山大学病院内に「難病支援センター」が立ち上がった。従来のがんチームが中心となって今年度は、岡大大学病院にて月2回の出張相談を充実させるだけでなく、がんチームの相談メンバーのノウハウを持って難病支援センターにも働きかけ、長期的展望を視野に入れながら、がん及び厚生労働省に指定されている400前後の難病と闘いながら仕事をしていく方達の支援に取り組む方針である。また、県下の13のがん診療連携拠点病院等の広報活動を実施し、更に岡山県保健福祉部医療推進課とも連携しながら事業主団体に対して年間5回程度の「がんと就労」「仕事と治療の両立支援」についての理解・広報活動を展開していく。</p>
	5. 労働条件審査・企業主導型保育施設監査員	<p>事業部は、倉敷市の指定管理者について労働条件の審査だけではなく、社労士個人及び岡山県社労士会の長期的展望を視野に入れ、倉敷市の社会福祉関係事業にも同様の労働条件審査の必要性を訴えていくつもりである。また倉敷市だけでなく他の市町村へ同様の訴えを考えている。</p> <p>さらに企業主導型保育施設の労務監査は21年度、22年度で県下企業主導型保育施設計60カ所あまりの監査を実施予定であり、監査員を増員募集し2年間で完遂させる予定である。</p>

執行機関	重点事業	具体的対策
広報部	1. 継続した広報活動の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1. 社労士制度を効果的に県民に周知するため、社労士会の取り組みを紹介する各種ポスター、チラシ等を活用して多方面へ広報活動を継続して行う。 2. 会員社労士の協賛を得て山陽新聞への広告を行い、社労士の活用促進及び社労士会の活動やイベント案内をして社労士の社会的地位の向上を図る。 3. 連合会よりの情報も参考にしながら、社労士制度、社労士業務及びイベントのPRを行い、社労士の認知度アップを図る。
	2. 社労士業務PR事業の実施	<ol style="list-style-type: none"> 1. 社労士を講師として「中小企業支援セミナー」を岡山商工会議所との共催により開催し、多くの一般企業の動員を図り、社労士の認知度アップと社労士業務のPRを行う。 2. 無料年金相談会・労務相談会を開催し、社会貢献を通じて社労士認知度アップのPRを行う。 3. 日本政策金融公庫・TKC中国会・岡山商工会議所・岡山県商工会連合会と企業向けセミナーを共催して講師を派遣し、企業への有益情報提供と社労士業務のPRを行う。
	3. 他士業等との連携強化	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自由業団体連絡協議会へ参画して交流と相互理解を深め、社労士業務のPRと社会の複合的ニーズに応えるべく士業間の連携強化を図る。 2. 弁護士会との合同勉強会と連携強化により、社労士の業務範囲拡大と資質の向上を図る。
	4. 県会ホームページの運用管理	<ol style="list-style-type: none"> 1. 県会ホームページのより効果的な活用を目指すため、必要に応じて改善を図る。
プロジェクト統括部	1. 各プロジェクトチームの統括	<p>理事会及び会長特命により成立したプロジェクトチームを統括し、会との連絡調整及びフォローを行う。</p>
	2. 各種入札事業への参加	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社労士が行うことに、意義のある事業へ積極的に参加する。(厚労省、国交省、岡山県等) ・ 受託できた場合はチーム編成を行う。
	3. 新型コロナウイルス関係自治体支援	<p>新型コロナウイルス感染拡大の影響に対応する自治体からの緊急支援要請に対し、事業部と連携しながら対応を図る。</p>